

証券コード 4018
2025年9月9日
(電子提供措置開始日2025年9月4日)

招集・通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株 主 各 位

静岡県三島市一番町18-22
株式会社 Geolocation Technology
代表取締役社長 山 本 敬 介

第26回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第26回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.geolocation.co.jp/ir/>



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、「経営情報」の「株主総会」を選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4018/teiiji/>



【福岡証券取引所ウェブサイト（上場会社検索サービス）】

<https://www.fse.or.jp/listed/search.php>



（上記の福岡証券取引所ウェブサイトアクセスいただき、「コード」に当社証券コード「4018」を入力、又は「銘柄名」に「Geolocation Technology」を入力・検索し、「詳細情報」を選択し「株主総会招集通知」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2025年9月24日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【インターネット等による議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年9月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 静岡県三島市本町14-31
みしまプラザホテル7階 マリアソーレ

3. 会議の目的事項

【報告事項】

第26期（2024年7月1日から2025年6月30日まで）
事業報告及び計算書類の内容報告の件

【決議事項】

議案 取締役4名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。



株主総会に
ご出席される場合

日 時

2025年9月25日（木曜日）
午前10時



インターネット等で議決
権を行使される場合

行使期限

2025年9月24日（水曜日）
午後5時30分
入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を
行使される場合

行使期限

2025年9月24日(水曜日)
午後5時30分
到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

▶こちらに議案の賛否をご記入ください。

議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

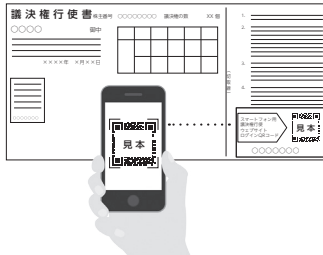
※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

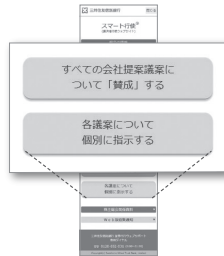
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

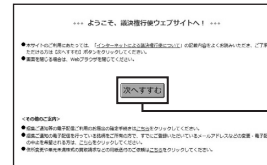
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

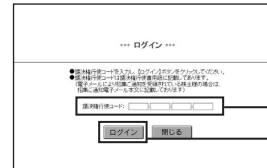
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

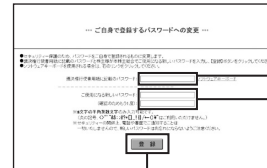
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9:00～21:00）

事業報告

(2024年7月1日から)
(2025年6月30日まで)

1. 会社の現況

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、個人消費やインバウンドの回復により、緩やかな景気回復基調が続きました。一方で、ウクライナ情勢の長期化や中東の地政学リスク、中国経済の減速懸念、原材料価格の高止まり、米国の関税措置、加えて金融引き締め圧力が続いていることから、国内企業を取り巻く経済環境には依然として注意が必要です。情報通信業界においても、生成AIやビッグデータ、クラウド技術の進展に伴い新たなサービス創出の機運が高まる一方、個人情報保護やCookie規制の強化といった法制度の変化にも対応が迫られており、業界全体として構造的な変革への対応力が問われる局面を迎えております。このような環境のもと、当社は「独自の技術とノウハウを開発し、地域社会にとって価値のある新しいインターネットサービスを提供する」という企業理念のもと、インターネットを通じた地域社会の活性化を使命とし、事業活動を推進しております。

当事業年度は、IP Geolocation技術を軸としたサブスクリプションサービスの強化と、プロダクト・営業の両面での改善活動に注力いたしました。主力サービスであるIP Geolocationデータベース「SURFPOINT™」およびWebサービス「どこどこJP」は、いずれも前事業年度を上回る売上高となり、収益の柱として成長を続けております。

「SURFPOINT™」は、金融機関への導入実績が進展し、信頼性の高さが評価された結果、新たに暗号資産業者や関連業界での導入も進みました。さらに、「API hub」に組み込まれたことで、新たな流通経路による提供機会の拡大が期待されます。

「どこどこJP」では、無料プランからの有料プラン転換が拡大するなど、無料ユーザー層の顧客化と収益化に一定の成果を上げました。また、匿名ネットワークや気象データに関する新レポート機能の追加、相談会や展示会出展などの営業・カスタマーサクセス活動を通じて、利活用の促進を図りました。

一方、「web制作・各種受託開発」や「てくてくスタンプ」については、自治体向け案件の受注が想定に届かず、前事業年度を下回る結果となりました。

営業力の強化、販路および事業の拡大に加え、顧客との関係構築を一層深めるとともに、採用活動の円滑化・効率化を目的として、2025年4月に東京営業所を新設いたしました。本社拠点である静岡県三島市を中心に、東京営業所及び福岡営業所と連携を図り、地域社会活性化への貢献や、さらなる事業規模の拡大と企業価値の向上に努めてまいります。

この結果、当事業年度の売上高は686,088千円（前事業年度比4.3%減）、営業利益は37,501千円（同50.8%減）、経常利益は38,082千円（同50.8%減）、当期純利益は18,636千円（同

50.7%減)となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

なお、当事業年度より、報告セグメントの区分を変更しております。以下は前期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

(IP Geolocation事業)

「SURFPOINT™」「らくらくログ解析」「どこどこJP」などのサブスクリプションサービスは、いずれも前事業年度を上回る売上高を計上しました。「SURFPOINT™」では、金融関連業界における需要が引き続き拡大しており、安定的な成長に寄与しました。「どこどこJP」では、無料プランから有料プランへの移行に加え、機能強化を進めたことにより、サービス全体の収益基盤を一層強化いたしました。

また、前期より開始した「セールスマーケティングDX支援」では、SEO対策やSNS運用支援といった案件を受注しており、来期以降の収益貢献が期待されるサービスへと成長を進めております。

一方で、「web制作・各種受託開発」および「てくてくスタンプ」については、自治体向け案件の受注が想定を下回り、前事業年度を下回る結果となりましたが、「てくてくスタンプ」につきましては、大手飲食チェーンへの導入を通じて、民間企業向けの新たな販路拡大に向けた足掛かりを築きました。

これらの結果、当事業年度における同事業の売上高は686,088千円（前事業年度比1.9%減）、セグメント利益は37,501千円（同37.6%減）となりました。

(その他事業)

当事業年度においては、IPアドレス移転事業の取引は発生せず、その他の収益もございません。

セグメント別売上高

(単位：千円)

セグメント	第25期 (2024年6月期) (前事業年度)		第26期 (2025年6月期) (当事業年度)		前事業年度比	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	増減率(%)
IP Geolocation 事業	699,379	97.6	686,088	100.0	△13,291	△1.9
その他事業	17,557	2.4	－	－	△17,557	△100.0
合 計	716,937	100.0	686,088	100.0	△30,849	△4.3

(2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資総額は1,210千円であり、主にIP Geolocation事業におけるゲームアプリ開発を目的とした、開発用PCの導入に係る投資であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 23 期 2022年度	第 24 期 2023年度	第 25 期 2024年度	第 26 期 2025年度 (当事業年度)
売 上 高 (千円)	727,936	767,480	716,937	686,088
経 常 利 益 (千円)	145,769	117,304	77,443	38,082
当 期 純 利 益 (千円)	99,375	37,991	37,817	18,636
1 株当たり当期純利益 (円)	71.23	24.98	24.38	11.90
総 資 産 (千円)	715,744	703,368	728,729	772,344
純 資 産 (千円)	526,499	559,727	590,321	601,272
1 株当たり純資産額 (円)	350.35	361.39	376.51	378.78

- (注) 1. 当社は、2020年10月6日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っており、また、2022年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第23期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第23期の期首から適用しており、第23期以降の各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 対処すべき課題

当社は、以下の5点を主な対処すべき課題として取り組んでおります。

① 「SURFPOINT™」の継続的な拡充

当社事業の土台となるデータベースである「SURFPOINT™」の精度をより高いレベルで維持管理していくために、すでに取り込んである情報について専門調査員（ネットトレーサー）による詳細な調査とデータ反映を今後も日々継続してまいります。併せて外部の有料・無料の各種有益な情報を今後も継続して取り入れ、顧客のニーズを先取りした細かなターゲティング対応やIPv6アドレスなどの拡充を行ってまいります。

② 「どこどこJP」売上の拡大

「どこどこJP」は、「SURFPOINT™」に蓄積された位置情報、企業情報、利用回線、気象情報ほか様々なデータを利用して顧客のマーケティング活動、広告活動、不正アクセス防止等の各種用途にご利用いただいております。顧客には比較的長期にわたって継続してご利用いただける当社の主要なサービスであり、当社の安定した収益源となっております。継続的なサービスアップデートによる新規顧客獲得、既存顧客向けのフォローアップを強化し、「どこどこJP」の利活用を促し、解約低減とさらなるビジネスチャンスの創出を狙ってまいります。

③ 新領域に関する研究調査

通信環境として、5G回線や無料Wifi・Wifiスポットの普及により、スマートフォンなどの移動体による位置情報の重要性が高まっています。当社も、モバイルデータの重要性に着目して、データの充実や精度を向上させる技術研究開発に取り組んでまいります。

④ 営業体制の更なる強化

「どこどこJP」「SURFPOINT™」といった弊社の主力サービスの拡販を中心に、強固な営業体制の構築は重要と認識しております。チャレンジ領域・拡大領域それぞれの対策を明確にし、顧客課題の解決とIP Geolocationの更なる利活用を推進すべく、顧客の特性やニーズの把握と顧客の課題解決のための提案力を強化するためにも営業人員個々のスキルの向上を継続的に行い、営業力の強化に努めてまいります。

⑤ 人材の育成・教育

当社は、事業を拡大していくうえで、必要な人材を十分に確保していくことが重要であると考え、高い専門性を有する人材の獲得及び育成に注力してまいります。そのため、幅広い人材採用活動を行うほか、教育研修制度の充実、人事評価制度の拡充、業務の合理化・効率化、外部ノウハウの活用等、積極的に取り組んでまいります。

(7) 主要な事業内容（2025年6月30日現在）

事業区分	事業内容
IP Geolocation事業	IPアドレスに様々な情報を組み合わせた当社のデータベースであります「SURFPOINT™」を維持管理し、これをベースに、顧客のサイト閲覧者の属性に合う各種サービスをSaaS^(※1)またはAPI^(※2)で提供しております。また、各種webサイト制作等のwebマーケティングサポートや、webスタンプリヤーをはじめとした自治体向けの観光アプリ等の受託・開発を行うシテプロモーション（自治体が行う宣伝活動・広報活動・営業活動）を支援するサービスを提供しております。 (※) 1. SaaSとは、クラウド経由で提供されるソフトウェアのことを指します。 2. APIとは、プログラムから当該のソフトウェアを操作するためのインターフェイスのことを指し、ソフトウェアの一部をweb上で公開して他のソフトウェアの機能を埋め込んで利用できるようにしたものです。
その他事業	主要な事業セグメントであるIP Geolocation事業に含まれない活動を対象としており、主としてIPアドレス移転事業を含んでいます。

(8) 主要な事業所（2025年6月30日現在）

本 社	静岡県三島市
東 京 営 業 所	東京都千代田区
福 岡 営 業 所	福岡市博多区

- (注) 1. 那覇コンタクトセンターは2024年12月31日をもって閉鎖いたしました。
2. 東京営業所を2025年4月1日に開設いたしました。

(9) 使用人の状況（2025年6月30日現在）

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
42名（18名）	3名増（1名増）	35.8歳	4.6年

- (注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員及びパートタイマー）は、最近1年間の平均人員を（ ）に外数で記載しております。また、その他事業専従の使用人は存在しないためセグメント別の記載はしておりません。

(10) 主要な借入先の状況（2025年6月30日現在）

該当事項はありません。

(11) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当社では、株主への利益還元を重要な経営課題の一つと認識しております。

当社は、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

当事業年度の期末配当につきましては、2025年8月14日の取締役会において、1株当たり10円00銭の配当を行うことを決議いたしました。

(12) その他、会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2025年6月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 普通株式 4,608,000株

(2) 発行済株式の総数 普通株式 1,586,000株

（注）新株予約権の権利行使に伴い、発行済株式の総数が30,000株増加しております。

(3) 株主数 1,652名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
小川武重	348,000株	21.94%
株式会社エレファント	324,000株	20.43%
株式会社キャピタルバンク	176,000株	11.10%
山本敬介	143,700株	9.06%
遠藤寿彦	50,500株	3.18%
Geolocation Technology従業員持株会	33,604株	2.12%
株式会社MASA	20,000株	1.26%
株式会社NORIKO	20,000株	1.26%
道順健雄	16,000株	1.01%
川浦豊	13,200株	0.83%

（注） 1. 持株比率は自己株式（6株）を控除して計算しております。
2. 発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2025年6月30日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	山 本 敬 介	
取 締 役	杉 崎 厚 哉	技術開発部長
取 締 役	藤 田 耕 一	営業部長
取 締 役	古 川 憲 司	
常 勤 監 査 役	吉 原 明 雄	吉原明雄税理士事務所 所長
監 査 役	茂 田 井 純 一	株式会社アカウンティング・アシスト 代表取締役
監 査 役	小 川 基 幸	小川基幸法律事務所 代表

- (注) 1. 取締役古川憲司氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役吉原明雄氏、監査役茂田井純一氏及び監査役小川基幸氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役吉原明雄氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役茂田井純一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役小川基幸氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、取締役古川憲司氏、監査役茂田井純一氏及び監査役小川基幸氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役古川憲司氏、監査役茂田井純一氏及び小川基幸氏と、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険契約により被保険者が負担することになる、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険契約期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を特約部分も含めて全額当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

区 分	員 数 (名)	報酬等の総額 (千円)
取 締 役 (うち社外取締役)	4 (1)	45,960 (2,400)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (3)	12,960 (12,960)
計	7 (4)	58,920 (15,360)

- (注) 1. 役員報酬限度額(年額)は、取締役は2018年9月28日開催の定時株主総会で250,000千円以内(決議時点の取締役の員数5名)、監査役は2018年9月28日開催の定時株主総会で80,000千円以内(決議時点の監査役の員数3名)と決議しております。
2. 業績連動報酬等及び非金銭報酬等の支給はありません。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 監査役吉原明雄氏は、吉原明雄税理士事務所の所長であります。吉原明雄税理士事務所と当社との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役茂田井純一氏は、株式会社アカウンティング・アシストの代表取締役であります。株式会社アカウンティング・アシストと当社との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役小川基幸氏は、小川基幸法律事務所の代表であります。小川基幸法律事務所と当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

		出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	古川憲司	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席し、経営全般の豊富な経験と高い見識に基づき、社外取締役としての実践的な観点から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会12回の全てに出席し、監査役と相互に意見交換を実施しております。
監査役	吉原明雄	当事業年度に開催された取締役会15回の全て、監査役会12回の全てに出席し、税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、監査役会において、当社の業務監査等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役	茂田井純一	当事業年度に開催された取締役会15回の全て、監査役会12回の全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、監査役会において、当社の業務監査等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役	小川基幸	当事業年度に開催された取締役会15回の全て、監査役会12回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、監査役会において、当社の業務監査等について適宜、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	
① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	26,000千円
② 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	—

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 取締役及び使用人の職務の適法性を確保するため、コンプライアンス（法令遵守）があらゆる企業活動の前提条件であることを決意し、「コンプライアンス規程」を定め、役職員に周知徹底させる。
 - (b) リスクコンプライアンス委員会を設置し、当社全体のコンプライアンス体制の構築及び推進を図る。
 - (c) 役職員の職務の執行の適正性を確保するため、代表取締役直轄の内部監査室を新設し、「内部監査規程」に基づき適法性ならびに有効性及び効率性の観点から内部監査を実施する。
- ② 取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 取締役の職務執行に係る事項である議事録、会計帳簿、稟議書その他の重要な情報については「取締役会規程」、「文書管理規程」及び「稟議規程」に従い、文書又は電子文書に記録し、定められた期間適切に保存及び管理を行う。
 - (b) 取締役、監査役その他関係者は、その職務遂行の必要に応じて上記の書類等を閲覧することができるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) リスクコンプライアンス委員会を設置し、個別リスクの把握と評価、対応すべき優先度、リスク管理方法等を審議するとともに、定期的なモニタリングを行い、体制の整備及び見直しを行う。
 - (b) リスク管理を円滑にするために、「リスク管理規程」を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見及び未然防止を図り、緊急事態発生時の対応を定める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 取締役の職務の執行を効率的に行うために、定時取締役会を毎月1回開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

- (b) 取締役の職務の執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」において、意思決定ルールを明確化し、適正かつ効率的に行われる体制を構築する。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (a) 監査役が監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、人員を設置する。
- (b) 当該使用人の選任、解任、異動等には、監査役会の同意を要するものとし、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性の確保に努める。
- (c) 当該使用人は、監査役が指定する補助すべき期間中は、監査役の指示に従い職務を遂行し、取締役の指揮命令を受けない。
- (d) 当該使用人は、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に関する職務を優先する。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (a) 取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反、不正行為及び会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った時には、速やかに監査役に報告する。
- (b) 「内部通報規程」を定め、監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
- (c) 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会その他の重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求め、必要な書類の閲覧を行うことができる。
- ⑦ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (a) 監査役がその職務の執行について当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (b) 監査役が独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を求めた場合、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (a) 監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を開いて意思の疎通及び意見交換を実施する。
 - (b) 監査役は、取締役、内部監査担当者及び会計監査人と意見交換を行い、連携を保ちながら調査及び報告を求める。
- ⑨ 反社会的勢力排除のための体制
 - (a) 反社会的勢力との関係を遮断し、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体には、毅然とした態度で対応する。
 - (b) 反社会的勢力との接触が生じた場合には、速やかに関係部署、社外関係先（警察署、顧問弁護士等）と協議し、組織的に対応する。
 - (c) 「反社会的勢力対策規程」を定め、役職員の平素からの対応及び事案発生時の組織対応を明文化し、役職員に周知徹底して反社会的勢力に関する意識の浸透を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 内部統制システム全般
当社の内部統制システムの全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、必要に応じて改善を進めております。
- ② コンプライアンス
当社は、当社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を順守するための取組みを継続的に行っております。
- ③ リスク管理体制
リスクコンプライアンス委員会において、当社各部門から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めたほか、当該リスクの管理状況について報告いたしました。
- ④ 内部監査
内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社の内部監査を実施いたしました。

貸借対照表

(2025年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	738,197	流 動 負 債	168,731
現 金 及 び 預 金	621,324	買 掛 金	1,793
売 掛 金	81,461	未 払 金	27,751
貯 蔵 品	476	未 払 費 用	33,849
前 払 費 用	33,155	未 払 法 人 税 等	4,043
そ の 他	3,645	前 受 金	92,836
貸 倒 引 当 金	△1,866	そ の 他	8,457
固 定 資 産	34,146	固 定 負 債	2,340
有 形 固 定 資 産	3,378	そ の 他	2,340
建 物	1,614	負 債 合 計	171,071
工 具 、 器 具 及 び 備 品	1,763	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	4,105	株 主 資 本	600,747
ソ フ ト ウ エ ア	3,958	資 本 金	235,748
そ の 他	146	資 本 剰 余 金	227,248
投 資 そ の 他 の 資 産	26,663	資 本 準 備 金	227,248
敷 金	1,600	利 益 剰 余 金	137,758
長 期 前 払 費 用	25,062	利 益 準 備 金	3,833
		そ の 他 利 益 剰 余 金	133,925
		繰 越 利 益 剰 余 金	133,925
		自 己 株 式	△8
		新 株 予 約 権	525
		純 資 産 合 計	601,272
資 産 合 計	772,344	負 債 ・ 純 資 産 合 計	772,344

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2024年 7 月 1 日)
(至 2025年 6 月30日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		686,088
売 上 原 価		250,081
売 上 総 利 益		436,006
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		398,505
営 業 利 益		37,501
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	319	
講 演 謝 金	540	
リ ベ ー ト 収 入	372	
そ の 他	10	1,243
営 業 外 費 用		
固 定 資 産 除 却 損	649	
そ の 他	12	662
経 常 利 益		38,082
税 引 前 当 期 純 利 益		38,082
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	12,035	
法 人 税 等 調 整 額	7,411	19,446
当 期 純 利 益		18,636

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2024年 7 月 1 日)
(至 2025年 6 月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本								新 株 予 約 権	純 資 産 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合 計		
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計				
当 期 首 残 高	229,840	221,340	221,340	2,277	132,405	134,682	△8	585,855	4,466	590,321
当 期 変 動 額										
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	5,907	5,907	5,907	－	－	－	－	11,815	△3,940	7,875
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	△15,559	△15,559	－	△15,559	－	△15,559
利 益 準 備 金 の 積 立	－	－	－	1,555	△ 1,555	－	－	－	－	－
当 期 純 利 益	－	－	－	－	18,636	18,636	－	18,636	－	18,636
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	5,907	5,907	5,907	1,555	1,520	3,076	－	14,892	△3,940	10,951
当 期 末 残 高	235,748	227,248	227,248	3,833	133,925	137,758	△8	600,747	525	601,272

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等・・・移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 貯蔵品

最終仕入原価法を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物 15年

工具、器具及び備品 4年～15年

② 無形固定資産

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（2～5年）に基づく定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

金銭債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は、IP Geolocation事業とその他事業を主な事業とし、IP Geolocation事業では、「SURFPOINT™」「どこどこJP」「らくらくログ解析」といった「サブスクリプションサービス」、IPアドレスから判定される位置情報等で、配信する対象の絞り込みやターゲティングができる「どこどこad」を利用した「広告配信サービス」、各種webサイト制作等のwebマーケティングサポート及び自治体向けの観光アプリ等の受託・開発、また、それらの運用保守を行う「web制作・各種受託開発サービス」の3つを提供しております。

また、その他事業では、当社の主要な事業セグメントであるIP Geolocation事業に含まれない活動を対象としております。その一環として、IPアドレス売買における売主と買主の間に立って条件交渉及び取引成立に向けた調整を行い、IPアドレス移転契約を成立させ、IPアドレスの引き渡しまでをサポートするIPアドレス売買の仲介サービスである「IPアドレス移転サービス」等を提供しております。

① サブスクリプションサービス

顧客の希望するデータ収集対象環境（webサイト等）から当社のIPアドレスデータベースにアクセス・参照した都度、IPアドレスデータが提供され、履行義務が充足すると判断されることから、当該時点にて収益を認識しております。

② 広告配信サービス

顧客との契約に基づきSSP（サプライサイドプラットフォーム＝広告枠販売業者）において取引が成立した広告枠に対し、顧客が登録したバナー広告を一定期間配信する提案型のサービスであり、企業が履行義務を充足するにつれて顧客が便益を享受するものであるため、履行義務の充足にかかる進捗度に基づき一定期間にわたり収益認識を行っております。なお、進捗度の測定は、期末日までの広告配信回数によっております。

③ web制作・各種受託開発サービス

web制作・各種受託開発サービスについては、一定期間にわたり移転される財及びサービスと、一時点で移転される財及びサービスを含んでおり、取引内容によって区分しております。納品した成果物に対する顧客の検収に従い、顧客の検収が完了した時点で履行義務が充足されると判断した取引は、その一時点で収益を認識しております。一方で、運用保守サービスや上記以外の取引においては、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足にかかる進捗度に基づき一定期間にわたり収益認識を行っております。

④ IPアドレス売買の仲介サービス

IPアドレスの所有権移転までに必要な一切の業務について履行義務を負っており、当該履行義務は仲介契約の目的物であるIPアドレスが買主へ引き渡された時点を以て仲介業務が完了し、履行義務が充足されるため、売主から買主へのIPアドレス引き渡し完了時点において収益を計上しております。

なお、当該取引については、当社が代理人に該当すると判断し、IPアドレス売買における仲介手数料を収益として認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 会計上の見積に関する注記

該当事項はありません。

4. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 6,544千円

5. 損益計算書に関する注記

顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。

顧客との契約から生じる収益の金額は、「個別注記表 10. 収益認識に関する注記」に記載しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 1,586,000株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の数
普通株式 6株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年8月14日 取締役会	普通株式	15,559千円	10.00円	2024年6月30日	2024年9月30日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの
次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年8月14日 取締役会	普通株式	15,859千円	利益剰余金	10.00円	2025年6月30日	2025年9月26日

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

	第5回新株予約権
発行決議日	2021年4月30日
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	4,000株

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
未払事業税・事業所税	834
未払費用	4,215
減価償却超過額	1,406
敷金償却否認額	731
新株予約権	164
繰延資産償却超過額	207
ソフトウェア仮勘定（試験研究）	405
投資有価証券評価損否認	19,218
その他	743
繰延税金資産小計	27,927
評価性引当額	△27,927
繰延税金資産合計	—
繰延税金資産の純額	—

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年7月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産については、法定実効税率を30.36%から31.25%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金を自己資金で賄っており、余資は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は利用しておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、厳しい経済環境等により契約に従った債務履行がなされない可能性があります。

前受金は、営業上の取引による前受であり、将来売上として見込まれるものであります。

未払金は、営業上の取引による未払いであり、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、顧客管理システムにより残高及び期日を管理するとともに、回収遅延債権については、担当部署により個別に把握及び対応を行う体制としております。

b. 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、月次ベースで資金繰状況を管理するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年6月30日における現金及び預金、売掛金、未払金については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(注) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	621,324	—	—	—
売掛金	81,461	—	—	—
合 計	702,786	—	—	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価で貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。
- ② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
該当事項はありません。

9. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりです。

(単位：千円)

当事業年度	報告セグメント		
	IP Geolocation 事業	その他事業	計
サブスクリプションサービス	536,500	—	536,500
広告配信サービス	17,046	—	17,046
web制作・各種受託開発サービス	132,540	—	132,540
IPアドレス移転サービス	—	—	—
顧客との契約から生じる収益	686,088	—	686,088
外部顧客への売上高	686,088	—	686,088

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 報告セグメントの変更等に関する事項

当社は従来、「IP Geolocation事業」「IPアドレス移転事業」の2事業を報告セグメントとしておりましたが、当事業年度より「IPアドレス移転事業」の収益性およびリスクの影響度が軽微であるため、財務報告の簡素化を図り、「その他事業」として表示することで全体的な理解を促進することといたしました。

「その他事業」の区分はIP Geolocation事業セグメントに含まれない事業セグメントであり、IPアドレス移転事業を含んでおります。

- (4) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報
顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	73,444
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	81,461
契約負債（期首残高）	51,664
契約負債（期末残高）	92,836

貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は売掛金に、契約負債は前受金に計上しております。

契約負債は、主に、サブスクリプションサービスにおける顧客からの前受金であります。なお、当事業年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、46,283千円であります。

- (5) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりです。

(単位：千円)

1年以内	6,936
1年超2年以内	6,936
2年超3年以内	4,798
3年超	6,809
合計	25,480

11. 1 株当たり情報に関する事項

- (1) 1株当たり純資産額 378円78銭
(2) 1株当たり当期純利益 11円90銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年8月8日

株式会社Geolocation Technology
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
静岡事務所

指定有限責任社員	公認会計士	嶋田 聖
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	望月 邦彦
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Geolocation Technologyの2024年7月1日から2025年6月30日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年7月1日から2025年6月30日までの第26期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査担当者及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、内部監査担当者及びその他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年8月14日

株式会社Geolocation Technology 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 吉 原 明 雄

監 査 役（社外監査役） 茂田井 純 一

監 査 役（社外監査役） 小 川 基 幸

以 上

株主総会参考書類

議案 取締役 4 名選任の件

取締役全員（4 名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、社外取締役 1 名を含む取締役 4 名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	山 本 敬 介 (1974年 2月12日)	1992年 4 月 陸上自衛隊入隊 1996年 3 月 同隊任期満了 1996年 4 月 有限会社クリエイト（現静岡インターネット株式会社）入社 2000年 2 月 当社設立 代表取締役社長就任（現任） 2016年12月 株式会社エレファント代表取締役就任（現任） 2021年10月 一般社団法人静岡イノベーションベース理事就任（現任） 2024年 4 月 一般社団法人静岡ベンチャースタートアップ協会理事就任（現任）	467,700株
	【取締役候補者とした理由】 山本敬介氏は、当社の創業者として24年にわたり、経営を指揮し当社を成長させてきました。候補者の経営実績、事業における幅広い知識、優れたリーダーシップは、当社のさらなる企業価値向上に引き続き必要であることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		
2	杉 崎 厚 哉 (1967年 2月15日)	1990年 4 月 富士通株式会社入社 2021年 9 月 当社入社 2022年 7 月 当社技術開発部第2 課長 2022年 9 月 当社取締役技術開発部長就任 2025年 7 月 当社取締役管理担当就任（現任）	2,215株
	【取締役候補者とした理由】 杉崎厚哉氏は、技術開発部門の責任者として豊富な経験と実績を有しており、2022年より当社取締役に就任しております。技術開発部門を指揮・統括し、経営上の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など、適切に実行することが期待できる人材と考え、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
3	ふじ た こう いち 藤 田 耕 一 (1967年11月14日)	1991年 4 月 日本タイムシェア株式会社（現TIS株式会社）入社 2006年 1 月 インフォテック株式会社入社 2010年 1 月 株式会社来夢多入社 2011年 4 月 株式会社ジェーエムエーシステムズ入社 2013年 9 月 インヴェンティット株式会社入社 2022年 6 月 当社入社営業部営業企画課長 2022年 9 月 当社取締役営業部長就任（現任）	700株
【取締役候補者とした理由】 藤田耕一氏は、営業部門の責任者として豊富な経験と実績を有しており、2022年より当社取締役に就任しております。その後も、営業部門を指揮・統括し、経営上の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など、適切に実行することが期待できる人材と考え、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
4	※ たけ うち み き 竹 内 美 稀 (1979年10月31日)	2002年 4 月 三洋ホームズ株式会社入社 2004年10月 株式会社パソナ入社（派遣社員） 2005年 2 月 株式会社NTTコミュニケーションズ入社（派遣社員） 2007年 7 月 ロカリサーチ株式会社入社 2009年 3 月 株式会社コムニコ 入社 2014年10月 同社取締役就任 2017年 4 月 日本ロレアル株式会社入社 2017年11月 株式会社ラバブルマーケティング入社 2018年 6 月 同社執行役員就任 2022年 6 月 DAS株式会社取締役CCO就任 2024年 5 月 デジタルマーケティング企業にて、バックオフィス構築等の コンサルティング業務に従事（現任） 2025年 2 月 AIエージェントのテクノロジーソリューション企業にて、日 本市場向けのコミュニケーション戦略・広報PR業務を担当 (現任) (重要な兼職の状況) 該当事項はありません。	—
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 竹内美稀氏は、複数の成長企業において、広報・ブランディング・内部統制・上場準備等を統括された経験を有し、経営管理全般に精通しております。また、企業外部からの多様な関与を通じて培われた客観的かつ専門的な視点に基づき、当社においても経営の監督機能の強化およびガバナンス体制の充実に貢献いただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 竹内美稀氏は、社外取締役候補者であり、福岡証券取引所の定める独立役員の要件を満たしております。当社は同氏が社外取締役に選任され就任した場合、独立役員となる予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該役員等賠償責任保険契約の内容は事業報告「4. 会社役員の状況 (3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 社外取締役候補者である竹内美稀氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項にもとづき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
6. 山本敬介氏の所有する当社の株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社エレファントが所有する株式数を含んでおります。
7. 各候補者の所有する当社の株式数は、2025年6月30日現在のものです。

以上

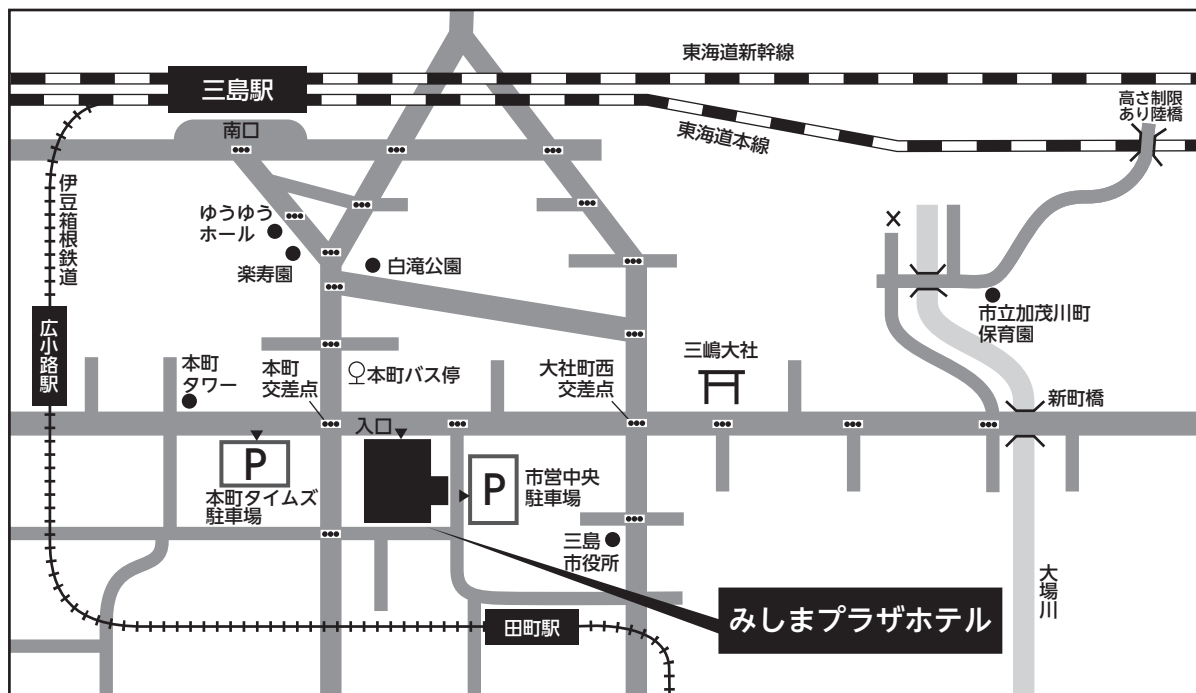
定時株主総会会場ご案内図

会 場

みしまプラザホテル7階 マリアソーレ
〒411-0855 静岡県三島市本町14-31

交 通

JR三島駅南口より徒歩12分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。